

日医発第 1415 号（健Ⅱ）
令和 4 年 10 月 17 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て 標記に係る通知 2 件がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、オミクロン株（BA. 4-5）に対応したワクチン、6 ヶ月～4 歳を対象としたワクチンを予防接種法上位置づけること等を通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

○予防接種法施行規則の一部改正

・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に使用するワクチンから、バキスゼブリア筋注を削る。（本年 10 月 13 日適用）

○予防接種実施規則の一部改正

・バキスゼブリア筋注接種の不相当者、実施方法を削る。（本年 10 月 13 日適用）
・2.2mL の生理食塩液で希釈したコミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用 0.2mL を 18 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射した後、55 日以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射する初回接種の実施方法を追加する。（本年 10 月 24 日適用）

・コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）0.3mL を初回（2 回目）、第一期追加（3 回目）又は第二期追加（4 回目）接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 5 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射する令和四年秋開始接種の実施方法を追加する。（本年 10 月 13 日適用）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

○本年 10 月 13 日適用

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンから、バキスゼブリア筋注を削る。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和 4 年秋開始接種において使用するワクチンに、コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 12 歳以上の者とする。

○本年 10 月 24 日適用

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、生後 6 月以上の者とする。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに、コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用を加え、その対象者を 1 回目の接種時において生後 6 月以上 5 歳未満の者とする。

（参考）

- ・第 38 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28434.html
- ・第 18 回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28522.html
- ・オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 5）
（令和 4 年 10 月 12 日付日医発第 1389 号（健Ⅱ））
- ・生後 6 か月以上 4 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 2）（令和 4 年 10 月 12 日付日医発第 1390 号（健Ⅱ））

健 発 1013 第 2 号
令和 4 年 10 月 13 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 147 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 1013 第 1 号
令 和 4 年 10 月 13 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第147号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

（1）予防接種法施行規則の一部改正

- 新型コロナ予防接種に使用するワクチンから、「コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）」を削ることとする。
- その他所要の改正を行うこととする。

（2）予防接種実施規則の一部改正

- ① 新型コロナ予防接種の接種不相当者から、以下の者を削ることとする。
 - ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者
- ② 初回接種の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
 - ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を27日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法
- ③ 初回接種の実施方法のうち、以下のものを追加することとする。
 - ・ 2.2ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和33年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、55日以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.2ミリリットルとする方法
- ④ 令和四年秋開始接種の実施方法として、以下のものを追加することとする。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月



21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の承認を受けたもの（この省令による改正後の予防接種実施規則附則第7条第1項第3号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法

⑤ その他所要の改正を行うこととする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、2の③の事項は、令和4年10月24日から施行するものとする。

改 正 後	附 則	第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SA
改 正 前	附 則	第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SA

○厚生労働省令第四百七十七号
 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条、附則第七条第一項及び同条第二項の規定により適用する同法第七条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年十月十三日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
 (予防接種法施行規則の一部改正)
 第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	附 則	<p>五 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例) 第六条 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一〜四 (略)</p>
改 正 前	附 則	<p>六 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例) 第六条 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一〜四 (略) 五 コロナウイルス(SARSCoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)を使用する場合にあつては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症(血栓塞栓症を含む)(血小板減少症を伴うものに限る)を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかなる者</p>

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第十八条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 接種回数 三〜六 (略)</p>
改 正 前	<p>第十八条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設) 三〜五 (略)</p>

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(削る)

三|四 (略)

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 前条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)を二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

四・五 (略)

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 前条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 (略)

<p>2 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>二・三 〇・二ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年十月五日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、五十五日以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法</p>	<p>2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(附則第七条第一項第四号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p>

第三条 予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和四年十月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に第二条の規定による改正前の予防接種実施規則第七條第一項第三号に規定する方法により行われた新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る予防接種については、第二条の規定による改正後の予防接種実施規則第七條第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する方法により行われた新型コロナウイルス感染症に係る予防接種とみなす。

事 務 連 絡
令和4年 10 月 13 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、別紙1の改正を令和4年10月13日から、別紙2の改正を10月24日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知いたしました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健 1013 第3号
令和 4 年 10 月 13 日

各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕
殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、別紙1の改正は令和4年10月13日から、別紙2の改正は同月24日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第1 別紙1の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンから、コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)を削る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(初回接種及び第一期追加接種において使用するワクチンとして掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を12歳以上の者とする。

第2 別紙2の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する生後6月以上の者とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行								
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 使用するワクチン (1) 初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p> <table border="1" data-bbox="230 1002 1048 1436"> <tr> <td data-bbox="230 1002 633 1332"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="633 1002 1048 1332">12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1332 633 1436"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に </td> <td data-bbox="633 1332 1048 1436">12歳以上の者</td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に	12歳以上の者	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 使用するワクチン (1) 初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1002 2000 1436"> <tr> <td data-bbox="1182 1002 1585 1332"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="1585 1002 2000 1332">12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1332 1585 1436"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に </td> <td data-bbox="1585 1332 2000 1436">12歳以上の者</td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に	12歳以上の者								

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)</p>		<p>武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者 (18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>(2) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>	
<p>(3) (略)</p>		<p>(3) (略)</p>	
<p>(4) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>		<p>(4) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ</p>	<p>18歳以上の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ</p>	<p>18歳以上の者</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

って、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)		って、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行								
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する<u>生後6月以上</u>の者。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p> <table border="1" data-bbox="230 1038 1048 1436"> <tr> <td data-bbox="230 1038 633 1369"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="633 1038 1048 1369">12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1369 633 1436"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co </td> <td data-bbox="633 1369 1048 1436">12歳以上の者</td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する<u>5歳以上</u>の者。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1038 2000 1436"> <tr> <td data-bbox="1182 1038 1585 1369"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="1585 1038 2000 1369">12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1369 1585 1436"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co </td> <td data-bbox="1585 1369 2000 1436">12歳以上の者</td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者								

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)</p>		<p>V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>	
<p>(3) (略)</p>		<p>(3) (略)</p>	
<p>(4) (略)</p>		<p>(4) (略)</p>	

(別紙1の改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ

コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者

(2)第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18歳以上の者
新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者

以上

(別紙2の改正後全文)

- 厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ

コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年10月5日にファ	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

イザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
-------------------------------	--

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新

田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
---	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者

以上